令和元年第３回

中部知多衛生組合議会定例会

会　議　録

中部知多衛生組合

∞∞∞

◎説明のため出席した者の職氏名

管理者	伊藤辰矢
副管理者	榊原純夫
副管理者	籾山芳輝
副管理者	山田朝夫
半田市副市長	堀嵜敬雄
武豊町副町長	永田尚
会計管理者	水野真弓
場長	齋田充弘
主任	石川収
常滑市環境経済部長	中野旬三
半田市市民経済部長	滝本均
武豊町生活経済部長	竹内誠一
常滑市生活環境課長	浜島靖
半田市クリーンセンター所長	加藤明弘
武豊町生活経済部次長兼環境課長	篠崎良一

◎ 議会事務局職員の出席者

書記	伊藤憲二

∞∞∞

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

日程第１　　会議録署名議員の指名

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

議長（加藤久豊）　日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。お諮りいたします。署名議員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（加藤久豊）　ご異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。署名議員には、７番青木宏和議員、12番稲葉民治議員を指名いたします。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

日程第２　　会期の決定

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

議長（加藤久豊）　日程第２「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日１日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（加藤久豊）　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日の１日間と決定いたしました。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

日程第３　　諸般の報告

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

議長（加藤久豊）　日程第３「諸般の報告」をいたします。監査委員から「例月出納検査結果 令和元年７月から９月分」について、報告書が提出されておりますので、その写しを配付いたしまして報告とさせていただきます。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

日程第４　　議案第５号

中部知多衛生組合職員の給与に関する条例の

一部改正について

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

議長（加藤久豊）　日程第４「中部知多衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。本案に関しての説明をお願いします。場長。

場長（齋田充弘）　ただいま議題となりました、議案第５号「中部知多衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」の補足の説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の巻末、13ページの資料２をご覧ください。「１趣旨」でございますが、国におきまして、令和元年８月７日の人事院勧告を受け、一般職の国家公務員の給与が改定されました。それに準じて、本組合におきましても一般職の職員の給与を改定するものでございます。「２改正内容」でございますが、（１）給料表の改定につきまして、給料月額を平均0.1％引き上げるものでございます。（２）期末・勤勉手当の改定につきましては、勤勉手当の年間支給割合を0.05月分引き上げ、期末・勤勉手当の年間支給割合を4.5月分とするものでございます。表をご覧ください。本条例で定めます期末・勤勉手当の支給割合でございます。令和元年度は、12月期の勤勉手当を0.05月分引き上げ、0.975月分といたすものでございます。また、令和２年度以降は、６月期と12月期の支給割合が均等になるよう、それぞれ0.95月分とするものでございます。１枚はねていただきまして、裏面の（３）住居手当の改定につきましては、表のとおり改定するもので、支給対象となる家賃月額の下限を4,000円引き上げて16,000円にするとともに、支給する住居手当の月額の上限を1,000円引き上げて28,000円とし、算定方法を表に示すとおり改定するものでございます。「３改定による影響額」ですが、令和元年度の影響額は、給料表の改定と住居手当の改定については該当者がいないため影響せず、期末・勤勉手当の改定による１万７千円でございます。また、令和２年度の影響額につきましても、今年度同様、合計１万７千円になる見込みでございます。「４改定の実施時期」ですが、この条例は、「２（１）給料表の改定」については平成31年４月１日から、「２（２）期末勤勉手当の改定」については令和元年12月期の期末・勤勉手当から、「２（３）住居手当の改定」については令和２年４月１日から実施するものでございます。なお、「２（３）住居手当の改定」により、手当月額が2,000円を超える減額となる職員については、１年間の経過措置を実施するものでございます。恐れ入りますが、議案書１ページにお戻りいただきたいと思います。第１条に

おいては、中部知多衛生組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものとして、令和元年度の改正について規定しております。ページをはねていただきまして、３ページをご覧ください。表の下になりますが、第２条では、令和２年度からの改正について規定をいたしております。１枚はねていただきまして、附則において、各条文の施行期日及び住居手当に関する経過措置等を規定いたしております。次の５ページ「資料１」新旧対照表をご覧ください。こちらは下線部分を改正するものでございます。９ページまでが、改正条例第１条により改正する令和元年度の改正の新旧対照表でございます。１枚はねていただきまして、10ページから11ページまでが改正条例第２条により改定する令和２年度からの改正の新旧対照表でございます。以上、よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願いを申し上げ、補足の説明とさせていただきます。

議長（加藤久豊）　説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（加藤久豊）　質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（加藤久豊）　討論を終結いたします。これより採決を行います。本案は、原案を可とするにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（加藤久豊）　ご異議なしと認めます。よって、議案第５号は、原案を可とするに決しました。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じることにいたしたいと思います。閉会にあたりまして、管理者から、挨拶の申し出がございますので、これを許します。管理者、常滑市長。

管理者（伊藤辰矢）　議長のお許しをいただきまして、閉会のご挨拶を申し上げます。ただいまは、ご提案申し上げました案件につきまして、慎重にご審議いただき、ご可決を賜りまして誠にありがとうございました。当組合の運営につきましては、今後とも副管理者の半田市長、武豊町長とも十分協議を

しながら努めてまいる所存でございます。議員の皆様方には、今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

　また、まもなく新しい年が始まろうとしております。議員の皆様方におかれましては、よいお年をお迎えになられますよう、ご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

議長（加藤久豊）　スムーズな審査ありがとうございました。これをもちまして、令和元年第３回中部知多衛生組合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

午後２時12分　閉会

∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞∞

地方自治法第 123 条第２項の規定により、ここに署名する。

令和元年 12 月 25 日

議　　長　　加　藤　久　豊

議　　員　　青　木　宏　和

議　　員　　稲　葉　民　治